第１部　住まいのエンディングノートを作成してみよう

わたし自身のこと（わかるところまでで結構です）

フリガナ 名　前					
生年月日	年	月	日	血液型	型
住　所	〒　　－				
本　籍					
電話番号	（自宅）	－	－		
	（携帯）	－	－		
メールアドレス					
その他					

☑ このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。

もしもの時の連絡先

（いざというときに連絡したい人、親類や友人、かかりつけ医など）

名　前　　関　係

連絡先

名　前　　関　係

連絡先

名　前　　関　係

連絡先

名　前　　関　係

連絡先

名　前　　関　係

連絡先

☑ このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。

家系図（思い出せる範囲で書いてみましょう）

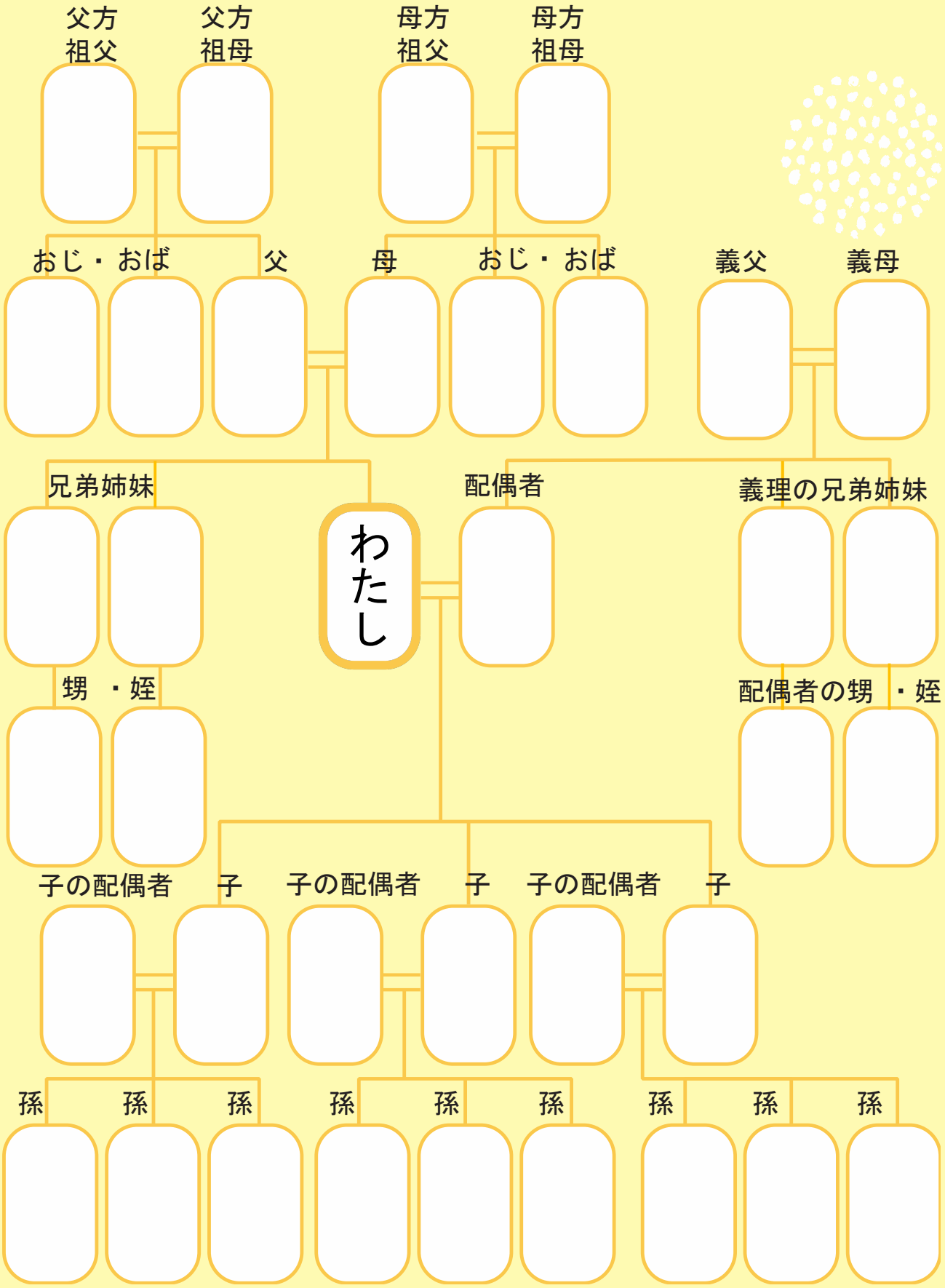

☑ このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。

どのような不動産を所有しているか調べてみましょう

まず、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や都・市町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認しましょう。未登記の場合は、速やかに登記手続を行いましょう（P.37）。

複数人で共有している場合は、自分の持分や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無などについても確認しましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	問合せ先
土地・住まいの名義を知りたい 地番・家屋番号・面積を知りたい	・登記事項証明書（登記簿謄本） ・地図、地積測量図 ・登記識別情報通知書 ・登記済証（権利証）	お近くの法務局 可児市の場合は美濃加茂法務局（0574）25-2400
自分が所有している土地・住まいを全て知りたい	固定資産税の納税通知書 固定資産課税台帳、名寄帳	都・市町村の固定資産税担当課 可児市の場合は市役所税務課（0574）62-1111

所有している不動産（土地・住まい）などを記載しましょう

今後、所有している不動産をどうしたいか、ご家族と相談しながら記載してみましょう。
資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

（1）所有している土地

	所在地	共有者氏名・連絡先 自身の持分	借主の氏名 連絡先 契約期間 契約書の保管場所	諸条件など	どう処理したいか
①				☑ 1 ☑ 2 ☑ 3 ☑ 4	☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他（　　）
②				☑ 1 ☑ 2 ☑ 3 ☑ 4	☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他（　　）
③				☑ 1 ☑ 2 ☑ 3 ☑ 4	☑売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他（　　）

共有の場合のみ　　貸している場合のみ

「諸条件など」の凡例
1．隣地境界・越境物など、近所の人と申合せ事項がある　　2．建て替えについて制約がある
3．道路の権利関係が複雑　　4．地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガス管など）

（2）借りている土地

	所在地	貸主の氏名・連絡先 契約期間	貸主の住所 契約書の保管場所	備考
①				
②				

（3）所有している建物

	所在地	共有者氏名・連絡先 自身の持ち分	借主の氏名・連絡先 契約期間・契約書の保管場所	建物の建設・修繕・管理に関わった事業者名	どう処理したいか
①					☑除却、売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他（　　）
②					☑除却、売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他（　　）
③					☑除却、売却など自由にしてよい ☑貸すのは構わない ☑その他（　　）

共有の場合のみ　　貸している場合のみ

（4）借りている建物

	所在地	貸主の氏名・連絡先 契約期間	貸主の住所 契約書の保管場所	備考
①				
②				

その他、今後住まいを引き継ぎたい方へ伝えたいこと（住まいの歴史、使われ方等）

住宅ローンなどの借入金について記載しておきましょう。

	借入先	金額（残債額）	担保の土地・建物の所在地
①		（　　）	☑ 土地　☑ 建物
②		（　　）	☑ 土地　☑ 建物
③		（　　）	☑ 土地　☑ 建物

住まいに関するデジタルデータを保管していますか？

	保管媒体	内容	ID	パスワード	備考
①	☑パソコン ☑スマートフォン ☑その他（　　）				
②	☑パソコン ☑スマートフォン ☑その他（　　）				
③	☑パソコン ☑スマートフォン ☑その他（　　）				

住まいに貴重な家財はありますか？

	貴重なもの	貴重である理由	保管場所	備考
①				
②				
③				

遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

①遺言書を作成していますか

☑作成している　　☑作成していない

②作成している場合、どこに保管していますか

☑自宅　☑公証役場　☑法務局　☑その他（　　）

ご相談は、お近くの司法書士へご相談ください。 （連絡先はP.42）

大切な家族や友人、お世話になった人へ、伝えたい言葉や感謝の気持ちなど、自由にメッセージを書いてみましょう。

自分のエピソードや、懐かしい思い出、忘れられない記憶など、心に残っていることを書いてみましょう。

☑ このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。

どこに相談したらいいの？

空き家に関するワンストップ相談窓口

お問い合わせ先：可児市建設部施設住宅課
電話：（０５７４）６２－１１１１
Ｅメール：sisetujyutaku@city.kani.lg.jp

可児市の空き家対策に協力する専門家団体

団体名称	対応できる相談内容	連絡先
岐阜県司法書士会	相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること	（058）246-1568
岐阜県行政書士会	所有者と相続人の調査確認などに関すること	（058）263-6580
岐阜県土地家屋調査士会	敷地の境界、建物の未登記・取壊しの場合の登記などに関すること	（058）245-0033
（公社）岐阜県建築士会	建物の状況に関する調査や建築に関すること	（058）215-9361
（公社）岐阜県宅地建物取引業協会	住まいの売買や賃貸に関すること	（0574）23-1800
（公社）全日本不動産協会岐阜県本部		（058）272-5968
（公社）岐阜県不動産鑑定士協会	土地・建物の価格や賃貸料の適正価格に関すること	（058）201-2411
名古屋税理士会多治見支部	相続税・不動産取得に関すること	（0572）25-4444
可児警察署	防犯・防災に関すること	（0574）61-0110

空き家の管理について、ご自身で対応できない場合、代行業者に委託する方法もあります。

団体名称	委託できる相談内容	連絡先
可児市空き家再生プロ集団	空家管理全般	（0574）25-2259
ベンリーバロー　可児坂戸店	空家管理全般	（0574）61-4861
（公社）可児市シルバー人材センター	除草、剪定、蜂の駆除	（0574）63-5811

その他、競争入札参加資格者名簿は市ホームページをご確認ください。

こんなときは司法書士に相談を

- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要

まずは、お近くの司法書士会にご連絡ください！

岐阜県司法書士会　電話：(０５８)２４６－１５６８

お近くの司法書士を探せます！

日本司法書士会連合会が運営する「**しほサーチ**」では、ご利用端末の位置情報や都道府県から、お近くの司法書士の所在地や連絡先を調べることができます。

→「しほサーチ」は
二次元コードより
アクセスしてください。

住まいのエンディングノート　編集発行：国土交通省／日本司法書士会連合会
／全国空き家対策推進協議会　2024.4初版発行